

法 律 に 基 づ く 特 定 施 設

特定施設	略 称	単 位	騒 音			振 動					
			コード	備 考	距離1mの騒音	コード	備 考	距離5mの振動			
金属加工機械	圧延機械	アツエンキ	KW	01	イ	≥22.5KW	91-107dB	91	≥22.5KW		
	製管機械	セイカンキ	KW	01	ロ		104-110				
	ベンディングマシン	ベンダー	KW	01	ハ	≥3.75KW	80-105				
	液圧プレス	エキプレス	TN	01	ニ		85-105	01	イ	68dB	
	機械プレス	キカプレス	TN	01	ホ		93-108	01	ロ	68	
	せん断機	センダンキ	KW	01	ヘ	≥3.75KW	80-95	01	ハ	≥1KW	64
	鍛造機	タンゾウキ	TN	01	ト		85-105	01	ニ		81
	ワイヤフォーミングマシン	ワイヤマシン	KW	01	チ		85-100	01	ホ	≥37.5KW	64
	ブラスト(タンブラスト以外 密閉式除)	ブラスト	KW	01	リ		75-115				
	タンブラー	タンブラー	KW	01	ヌ		85-110				
	切断機(砥石を用いるものに限る)	セツタンキ	KW	01	ル						
空気圧縮機	コンプレサ	KW	02	イ		80-105	02			64	
送風機	ソウフウキ	KW	02	ロ		90-110	92				
土石用又は鉋	破碎機	ハサイキ	KW	03	イ	≥7.5KW	80-100	03	イ	≥7.5KW	67
	摩碎機	マサイキ	KW	03	ロ		80-100	03	ロ		64
	ふるい	フルイ	KW	03	イ			03	ハ		67
	分級機	ブンキュー	KW	03	ハ			03	ニ		67
織機	ショッキ	KW	04			80-103	04			71	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	コプラント	M3	05	イ	≥0.45m3	95-108				
	アスファルトプラント	アプラント	KG	05	ロ	≥200Kg	100-105				
穀物用製粉機(ロール式)	セイフンキ	KW	06	ハ	≥7.5KW	84-105					
木材加工機械	ドラムバーカー	バーカー	KW	07	イ		85-	06	イ		71
	チップパー	チップパー	KW	07	ロ	≥2.25KW	100-105	06	ロ	≥2.2KW	68
	碎木機	サイボクキ	KW	07	ハ		85-100				
	帯のご盤	オピノコ	KW	07	ニ	≥ 製材用15 木工用2.25KW	80-104				
	丸のご盤	マルノコ	KW	07	ホ		80-104				
	かんな盤	カンナパン	KW	07	ヘ	≥2.25KW	95-100				
抄紙機(紙すき機)	ショウシキ	KW	08			75-125					
印刷機械	インサツキ	KW	09			80-98	07		≥2.2KW	65	
ゴムロール機	ゴムロール	KW					08	イ	≥30KW	61	
合成樹脂用ロール機	ブラロール	KW					08	ロ			
合成樹脂射出成型器	プラスチック	TN	10				09			61	
鋳造型機	イガタ	KG	11				10			77	
コンクリートブロックマシン	ブロック	KW	91				05	イ	≥2.95KW	69	
コンクリート管製造機	コンクリカン	KW					05	ロ	≥10KW	69	
コンクリート柱製造機	コンクリチュ	KW					05	ハ			
製びん機	セイビンキ	KW	92								
シェイクアウトマシン	シェイク	KW					93				
オシレイティングコンベア	オシレイト	KW					94				
ダイカストマシン	ダイカスト	TN	93				95				

※ 備考欄の数字は、それ以上の規模・能力のものが特定施設となる。
 備考欄空欄のものは、全て特定施設である。
 コード91以上は条例の特定施設である。

■町長に対し公害防止統括者(及び代理者)の届が必要な特定工場

常時使用する従業員の数が21人以上の騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置される特定工場

■町長に公害防止管理者(及び代理者)の届が必要な特定施設

(騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置される特定工場)

特定施設	略称	単位	騒音			振動			
			コード	規模	能力	コード	規模	能力	
金属機械加工	液圧プレス	エキプレス	TN				01	イ	呼び加圧能力が300重量トン以上
	機械プレス	キカプレス	TN	01	ホ	呼び加圧能力が100重量トン以上	01	ロ	呼び加圧能力が100重量トン以上
	鍛造機	タンゾウキ	TN	01	ト	ハンマー重量が1トン以上	01	ニ	ハンマー重量が1トン以上

公害防止管理者(及び代理者): 公害防止管理者試験に合格した者 又は下記の者

次に掲げる者で経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの

- 1 労働安全衛生法第12条第1項に規定する免許(主務省令で定める種類のものに限る。)を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者として1年以上その職務に従事したもの
- 2 技術士法第2条第1項に規定する技術士(主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。)
- 3 計量法第122条第1項に規定する計量士(主務省令で定める区分に係るものに限る。)
- 4 前3号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者

■町長に公害防止責任者の届が必要な施設

(常時使用する従業員の数が21人以上で次の施設を有する者)

騒音特定施設	
1	コンクリートブロックマシン
2	製瓶機(原動機を用いるものに限る。)
3	ダイカストマシン

振動特定施設	
1	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5KW以上のものに限る。)
2	送風機(原動機の定格出力が7.5KW以上のものに限る)
3	シェイクアウトマシン
4	オシレイティングコンベア
5	ダイカストマシン

騒音発生施設・振動発生施設	
	指定区域内に設置される製造業の用に供される法律で定める特定施設